

特別会計の一部改廃について（案）

1. 連合島根会計においては、これまで6つの特別会計を設置し、運動を推進してきた。今日的課題に対応し、運動領域の見直しと運動推進の強化の視点から特別会計の一部廃止をする。
2. 「組織強化・拡大特別会計」を廃止し、収支剰余金合計を2026年度一般会計へ繰り入れする。

※組織強化・拡大特別会計は連合本部からの交付金のみを収入とし、組合づくり相談員の給与・諸手当として支出してきた。連合本部および連合島根の会計は2026年1月から中央会費制度として運用されることに伴い、連合本部からの組合づくり相談員交付金は廃止され、地方連合会への交付金に一元化されることとなった。加えて、本部からの組合づくり相談員交付金は2025年9月納入分をもって連合島根特別会計としての収入が無くなることとなる。2026年度から組合づくり相談員の給与・諸手当については、連合島根一般会計で処理することとする。